

NO&T U.S. Law Update

米国最新法律情報

2024年5月 No.119

CFIUSの調査・法執行権限を強化する規則案の公表

弁護士・ニューヨーク州弁護士 達本 麻佑子
弁護士 中村 勇貴

はじめに

2024年4月11日、米国財務省は、対米外国投資委員会（Committee on Foreign Investment in the United States、以下「CFIUS」といいます。）の調査及び法執行権限を強化する規則案（Notice of Proposed Rulemaking、以下「本規則案」といいます。）¹を公表しました。

CFIUSの審査については、2022年9月15日にCFIUSによる審査において重点的に考慮すべき事項を定めた大統領令（Executive Order on Ensuring Robust Consideration of Evolving National Security Risks by the Committee on Foreign Investment in the United States）が公布され、また、同年10月20日には、CFIUSの法執行と罰則に関するガイドライン（CFIUS Enforcement and Penalty Guidelines）も公布され、一定の手的進展が図られてきました²。今般公表された本規則案は、CFIUS届出の要件を変更するものではありませんが、大統領令及びガイドラインの公布以後の実務や、CFIUSによるモニタリング、コンプライアンス及び法執行に関する関心の高まりを反映したものであり、今後のCFIUSの審査やCFIUSによる法執行に一定の影響を与えることが見込まれます。本規則案は、現在パブリックコメントにかけられており、パブリックコメントを経て今後最終化され、公布される見込みです。

以下では、本規則案の主なポイントについてご紹介します。

CFIUSの情報収集権限の拡大

本規則案では、CFIUSへの届出がなされなかった取引について、CFIUSが取引当事者に対して要請できる情報の範囲が拡大されています。

現在の規則では、CFIUSには、CFIUSの管轄権の対象となる取引に該当するか否かを判断するための情報を取引当事者等に請求する権利が認められています。本規則案では、これに加えて、（CFIUSの管轄権の対象となる取引のうち）CFIUSへの届出が義務づけられる取引に該当するか否か、及び、取引が国家安全保障上の懸念を生じさせるものであるかの判断に必要な情報を、CFIUSの要請に応じて提供することが取引当事者等に義務づけられることになりました。このような情報は、届出がなされなかった取引について調査を行う場合にこれまでCFIUSが要請していた情報ですが、今後はより広範な情報がCFIUSから求められる可能性があります。

また、CFIUSが、(i)影響緩和措置に関する法執行及びモニタリングのための情報収集並びに(ii)当事者がCFIUS

¹ 本規則案に関する米国財務省のプレスリリースは、<https://home.treasury.gov/news/press-releases/jy2246>、本規則案の全文は、<https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2024-04-15/pdf/2024-07693.pdf> 又は <https://www.federalregister.gov/d/2024-07693> をご参照ください。

² この大統領令及びガイドラインの内容については、当事務所発行の「米国最新法律情報 No.81 「CFIUS 審査に関する新たな大統領令及びガイドラインの対米投資に与える影響」 (2022年11月) をご参照ください。

に提供した情報に重大な不備や虚偽がないかを判断するための情報収集において、取引当事者等に情報提供を義務づけることができることも明示されました。現在の規制では、CFIUS がこのような場合において情報提供を求めることができるとされているものの、情報提供要請を受けた者に回答義務があるか否かは明示されていなかったため、この点に対応したものです。

加えて、CFIUS による召喚 (subpoena) 権限も拡大されています。現状の規制では、CFIUS による召喚権限は、CFIUS が召喚権限の行使を必要と考える場合において行使できるものとされていましたが、本規則案では、CFIUS が召喚権限の行使を適切と考える場合において行使できるものとされ、CFIUS の裁量の余地が拡大されました。

影響緩和措置に関する回答期限の設定

CFIUS が国家安全保障上のリスクがあると判断した場合、CFIUS は取引当事者に対して影響緩和措置を講ずることを求めることができますが、現在の規制では、CFIUS による影響緩和措置の提案に対する取引当事者の回答期限は定められておらず、取引当事者の回答に時間がかかることもありました。影響緩和措置等の合意を含めて CFIUS の審査を法定期間 (45 日) で終わることができるように審査を迅速に進める観点から、本規則案では、取引当事者は CFIUS による影響緩和措置の提案から 3 営業日以内に実質的な回答 (CFIUS から提案のあった条件を受諾する、反対提案をする、あるいは提案のあった条件に従うことのできない理由の詳細な説明など) をすることを義務づけられることが定められています。CFIUS がかかる期限を延長することも可能とされていますが、影響緩和措置が実務的な観点から受け入れ可能かの検討や、取引当事者間での調整等を 3 営業日で行うことは困難な場合が多いと考えられ、取引当事者としては、事前に影響緩和措置が求められる可能性及びどのような影響緩和措置であれば受け入れ可能かを検討しておくことがより重要になると考えられます。

罰金の範囲等の拡大

1. 罰金が科される対象の拡大

現在の規則では、CFIUS に提供した情報に重大な虚偽や不備があった場合において罰金が科されるのは、届出等に記載の情報に限定されていました。本規則案では、そのような場合に限らず、届出がなされず CFIUS からの要請に従って情報が提供された場合や、取引当事者ではない第三者として情報提供が行われる場合に、CFIUS に提供した情報に重大な虚偽や不備があった場合も罰金の対象としています。

2. 罰金額の増額

現在の規則では、CFIUS への届出が義務づけられる取引について適時に届出がなされなかった場合及び影響緩和措置の違反の場合、最大の罰金額は、\$250,000 又は取引金額のいずれか高い方の金額とされています。本規則案では、上記の \$250,000 の基準が \$5,000,000 へと増額されるとともに、影響緩和措置の違反の場合には、違反者の米国事業の価値も最大の罰金額において考慮されることになり、① \$5,000,000、② 取引金額又は③ 米国事業の価値のいずれか最も高いものの金額が罰金の最大額となります。CFIUS に提出した情報に重大な虚偽や不備があった場合の違反 (取引当事者でなく第三者として情報提供した場合も含まれます。) についても、最大の罰金額が \$250,000 から \$5,000,000 へと増額されます。

3. 罰金についての異議申立ての期間の伸長

現在の規則では、罰金の通知を受けた者は、通知の受領から 15 営業日が経過するまでの期間異議申立てをすることができるものとされ、CFIUS は、異議申立てから 15 営業日が経過するまでに異議申立てを審査し、最終の決定を下すものとされています。本規則案では、いずれの期間も 15 営業日から 20 営業日へ伸長しています。

まとめ

これまでも CFIUS は規則の執行を強化する姿勢を示してきており、本規則案はこのような CFIUS の姿勢に沿う

ものとなっています。今後も、CFIUSは届出がなされていない取引の摘発や影響緩和措置のモニタリングを一層強化することが予想され、取引当事者としてはCFIUSリスクへの対応をより慎重に行うべきといえます。

2024年5月7日

[執筆者]



達本 麻佑子

(Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP 弁護士・ニューヨーク州弁護士 パートナー)
mayuko_tsujimoto@noandt.com

2008年京都大学法学部卒業。2016年 Harvard Law School 卒業 (LL.M.)。2010年弁護士登録 (第一東京弁護士会)、長島・大野・常松法律事務所入所。2016年より長島・大野・常松法律事務所ニューヨーク・オフィス (Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP) 勤務。入所以来、M&A を中心とした案件に従事し、現在はニューヨークを拠点として、日本及び米国のクライアントに対して企業法務全般にわたるリーガルサービスを提供している。



中村 勇貴 (Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP 弁護士)

yuki_nakamura@noandt.com

2014年東京大学法学部卒業。2015年弁護士登録 (第一東京弁護士会)、長島・大野・常松法律事務所入所。2022年 Harvard Law School 卒業 (LL.M.)。2022年～2023年 Jenner & Block (Los Angeles) に勤務。2023年より長島・大野・常松法律事務所ニューヨーク・オフィス (Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP) 勤務。M&A 取引、テクノロジー案件、ベンチャー案件を中心に、現在はニューヨークを拠点として国内外の企業法務全般に関するアドバイスを提供している。

本ニュースレターは、各位のご参考のために一般的な情報を簡潔に提供することを目的としたものであり、当事務所の法的アドバイスを構成するものではありません。また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当事務所の見解ではありません。一般的情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず弁護士にご相談ください。

www.noandt.com

NAGASHIMA OHNO & TSUNEMATSU NY LLP

450 Lexington Avenue, Suite 3700

New York, NY 10017, U.S.A.

Tel: +1-212-258-3333 (代表) Fax: +1-212-957-3939 (代表) Email: info-ny@noandt.com



Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP は、米国における紛争対応や日米間の国際取引について効率的な助言を行うことを目的に、長島・大野・常松法律事務所のニューヨーク・オフィスの事業主体として 2010 年 9 月 1 日に開設されました。米国の法務事情について精緻な情報収集を行いつつ、米国やその周辺地域で法律問題に直面する日本企業に対して、良質かつ効率的なサービスを提供しています。

長島・大野・常松 法律事務所

〒100-7036 東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 2 号 J P タワー

Tel: 03-6889-7000 (代表) Fax: 03-6889-8000 (代表) Email: info@noandt.com



長島・大野・常松法律事務所は、約 600 名の弁護士が所属する日本有数の総合法律事務所であり、東京、ニューヨーク、シンガポール、バンコク、ホーチミン、ハノイ、ジャカルタ*及び上海に拠点を構えています。企業法務におけるあらゆる分野のリーガルサービスをワンストップで提供し、国内案件及び国際案件の双方に豊富な経験と実績を有しています。

(*提携事務所)

NO&T U.S. Law Update ~米国最新法律情報~の配信登録を希望される場合には、
<https://www.noandt.com/newsletters/nl_us_law_update/>よりお申込みください。本ニュースレターに関するお問い合わせ等につきましては、<newsletter-us@noandt.com>までご連絡ください。なお、配信先としてご登録いただきましたメールアドレスには、長島・大野・常松法律事務所からその他のご案内もお送りする場合がございますので予めご了承いただけますようお願いいたします。